

板橋区事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所設置基準

(趣旨)

第1条 東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する規則（以下「規則」という。）第7条に規定する、再利用対象物の保管場所（以下「保管場所」という。）の設置基準について必要な事項を定める。

(再利用対象物保管場所面積の算出基準)

第2条 規則第7条第2号に定める再利用対象物を十分に収納し、及びその種類に応じた適切な保管を確保するための基準は、再利用対象物の保管場所最低必要面積算出基準（別表）による。

(保管場所の配置、構造、付帯設備及び維持管理等)

第3条 保管場所の配置、構造、付帯設備及び維持管理等は、次のとおりとする。

(1) 配置等

- ア 保管場所は、運搬車両が直接かつ安全に進入できる敷地内に設置し、作業の安全性及び効率性に十分配慮すること。また、敷地内への出入口は、接する道路の交通量、交通規制等を十分考慮して設置すること。
- イ 保管場所は、引火性、爆発性の物の保管場所等に近接していない場所に設置すること。
- ウ 保管場所を屋外に設置する場合は、再利用対象物の飛散及び雨水の流入等を防止するため、屋根及び囲いを設けること。
- エ 再利用対象物の選別、収集及び運搬車への積込み作業等に必要な作業場所を確保すること。ただし、保管場所を廃棄物保管場所と隣接して設置する場合は、廃棄物保管場所の作業場所と兼用することができる。
- オ 規則第30条第1項に定める大規模建築物には敷地内に運搬車が駐車できるスペース（ゼブラゾーン、幅3.5m×長さ7m×高さ3m程度）を設けること。ただし、保管場所を廃棄物保管場所と隣接して設置する場合は、廃棄物保管場所の駐車スペースと兼用することができる。

(2) 構造、付帯設備等

- ア 保管場所は、耐久性を考慮した構造とすること。
- イ 保管場所を廃棄物保管場所と隣接して設置する場合は、廃棄物の混入及び廃棄物から生じる汚水等を防止するため、壁等により区分すること。
- ウ 保管場所には、再利用対象物の種類及び使用上の注意事項を表示するとともに、棚・仕切板等により再利用対象物の種類が区分できるようにすること。
- エ 保管場所の換気、採光に十分配慮し、必要な設備を備えること。
- オ 保管場所の内部に運搬車が進入する構造の場合は、車両誘導ラインなどの線引きを行ふとともに、車両停止設備（タイヤストッパー等）を設置するよう努めること。

(3) 維持管理等

- ア 事業用大規模建築物の所有者（以下「所有者」という。）は、保管場所及びその周辺を常に清潔に保ち、適切な維持管理を行うこと。この場合において、所有者は、必要があるときは利用者に協力を求め、指導を行うこと。
- イ 所有者は、再利用対象物の選別・運搬作業に従事する作業員等の安全衛生に十分配慮し、安全衛生上の支障が生じたときは、すみやかに適切な措置を講じること。
- ウ 所有者は、事業用大規模建築物の利用形態の変更等により、保管場所が第2条に規定する基準に適合しないこととなったときは、すみやかに当該基準に適合させるための措置を講じること。
- エ 所有者は、出入口付近の歩行者等に対する危険防止のため、所要の設備が必要なときは、これを設置するとともに、適正に管理すること。

（設置届等の提出）

第4条 事業用大規模建築物を設置しようとする者（以下「建設者」という。）は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による建築の確認の申請前までに、条例第19条に基づき、規則第8条に規定する再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届（以下「設置届」という。）を区長あて、提出しなければならない。

- 2 建設者は、前項の設置届を提出するときは、次の書類を添付しなければならない。
 - (1) 建築物の用途別床面積内訳書
 - (2) 建築物の設計概要（用途、構造、階数、建築面積、延床面積等）
 - (3) 建築物の案内図（地図の写しで可）及び配置図
 - (4) 建築物の各階平面図
 - (5) 保管場所等の配置図（位置図）（前号の各階平面図で確認できる場合は、省略することができる。）及び敷地内運搬車通過道路図
 - (6) 保管場所等の平面図、立面図及び断面図（縮尺50分の1）
 - (7) 保管場所等の仕様及び面積算定図
 - (8) その他、保管場所等設置に関して必要と認める図面、文書等

（設置届の内容変更）

第5条 建設者は、設置届及びその添付書類（以下「設置届等」という。）の提出後において、その内容に重大な変更を生じたときは、改めて設置届等を提出しなければならない。

付 則

この設置基準は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この設置基準は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この設置基準は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この設置基準は、令和7年12月1日から施行する。

注1 第2条 再利用対象物の保管場所最低必要面積算出基準（別表）は、P14 を指す。

別 表

再利用対象物の保管場所最低必要面積算出基準

対象延床面積 用途	10,000m ² 未満	10,000m ² 以上50,000m ² 未満	50,000m ² 以上100,000m ² 未満	100,000m ² 以上
事務所				
飲食店				
学校	4m ² 以上	$4m^2 + \frac{(延床面積 - 10,000m^2)}{10,000m^2} \times 3m^2$	$16m^2 + \frac{(延床面積 - 50,000m^2)}{10,000m^2} \times 2m^2$	26m ² 以上
病院・診療所 介護老人保健施設等		以上	以上	
特別養護老人ホーム 有料老人ホーム等				
店舗	4m ² 以上	$4m^2 + \frac{(延床面積 - 10,000m^2)}{10,000m^2} \times 4m^2$		40m ² 以上
ホテル			以上	
文化・娯楽施設				
工場・研究所	3m ² 以上	$3m^2 + \frac{(延床面積 - 10,000m^2)}{10,000m^2} \times 2m^2$	$11m^2 + \frac{(延床面積 - 50,000m^2)}{10,000m^2} \times 1m^2$	16m ² 以上
倉庫、流通センター		以上	以上	

(注意)

- 1 上記用途に該当しない事業用大規模建築物については、事前に協議すること。
- 2 対象延床面積は、共用部分を除くこと。
- 3 主たる用途に付随する事務所等は、主たる用途とみなす。
- 4 対象延床面積が10,000m²未満の複合建築物の最低必要面積は、4m²以上とすること。ただし、対象延床面積が3,000m²未満の複合建築物については、過去の廃棄物排出データを用いて、別途協議することができる。
- 5 対象延床面積が10,000m²以上の複合建築物の最低必要面積は、各用途別に対象延床面積があるものと仮定し、各々の最低必要面積を算出し、その面積に「各用途別面積÷対象延床面積」の比率を乗じ、その最低必要面積を合計した面積(以下「合計面積」という。)以上とすること。
ただし、合計面積が4m²未満となった場合の最低必要面積は、4m²以上とする。
- 6 算出にあたっては、小数点第2位を四捨五入すること。